

「小布施町中学生地域クラブ」ガイドライン(Ver.2)

小布施中学校部活動地域移行検討協議会

学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、持続可能で多様な環境の一体的な整備により、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

小布施町中学生地域クラブ(以下「地域クラブ」という。)は、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として整備する。

地域クラブは、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けるものである。したがって、地域クラブは、学校と係をし、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

地域移行を目指す部活動については、様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、地域移行に向け取組を進める。また、地域移行した部活動についても、適時、運営方法等を見直し、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の維持に努めるものとする。

1 地域クラブの目的

- (1) 生徒が生涯にわたりスポーツや文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。
- (2) 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指す。

2 地域クラブ設立の手順

(1) 部活動地域移行検討協議会

ア 部活動地域移行検討協議会(以下「協議会」という。)は、国のガイドラインを踏まえて、長期的な視点で「持続可能なクラブ活動」の推進計画を策定し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。

部活動の地域移行は目的ではなく、スポーツ・文化芸術活動を通じた『まちづくり』の考え方も大事にする。“ニコニコ わくわく つながる町民” する側・教える側・支える側・観る側がつながり、笑顔になる環境を目指す。

イ 各種目クラブの設立に当たっては、協議会が、各種目クラブと連携しながら体制整備に努める。

ウ 各種目クラブ体制の整備が困難な場合は、部活動指導員や外部指導者を活用するなど、生徒の活動環境の確保に努める。

3 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 地域クラブへの参加者

小布施中学校生徒に限定せず、地域クラブの趣旨に賛同し、参加を希望する全ての中学生が対象となる。

(2) 運営団体・実施主体

① 小布施町教育委員会(以下、「教育委員会」という。)を運営団体とする。教育委員会に地域クラブの事務局を置き、運営を行う。

② 実施主体である各種目クラブは、年間計画及び毎月の活動計画を策定して活動を行う。

(3) 指導者

① 適切な指導の実施

ア 指導者は、教育長が委嘱し、指導者に対して指導・監督を行う。

イ 教育委員会及び各種目クラブは、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

ウ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、平日と休日等で指導者が異なる場合は、指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行う。

エ 地域クラブの活動は、日常継続的に代表責任者のもとに適切に行う。

② 指導者の確保

教育委員会は指導者確保のために、以下の対応を実施する。

ア 地域のスポーツ・文化芸術活動を指導できる人材の把握・リスト作成

イ 既存の指導者の継続・新規指導者の募集

ウ 県や近隣市町村との連携

③ 教師等の兼職兼業

ア 教育委員会は、地域クラブでの指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

(4) 活動内容

① 教育委員会及び各種目クラブは、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重できるようにする。

② 教育委員会及び各種目クラブは、地域クラブ活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブの活動時間については、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。教育委員会及び各種目クラブは、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう休養日を設定する。

① 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日週1日、および土日のいずれかを休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

② 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休日3時間程度とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(6) 活動場所

① 教育委員会は、地域クラブの活動場所として、町内のスポーツ・文化施設や、小・中学校を活用できるよう配慮する。また、各種目クラブに対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について減免措置を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。

② 教育委員会は、町施設の円滑な利用を進めるため、学校・関係団体による協議等を通じて、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

① 教育委員会は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

② 各種目クラブは、上記と別に活動費が必要な場合には、保護者会において活動費を設定できる。

③ 教育委員会及び各種目クラブは、地元の企業等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を進める。

④ 教育委員会及び各種目クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

① 教育委員会は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する。

4 学校との連携等

地域クラブ活動は、教育委員会及び各種目クラブが行うことになる一方、生徒の望ましい成長のため、学校との連携が重要である。

(1) 地域クラブは、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

- (2) 教育委員会及び校長は、地域クラブの活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。